



平成26年 9 月 5 日

加東市議会議長 井 上 茂 和 様

産業建設常任委員会

委員長 二 階 一 夫



委 員 会 審 査 報 告 書

平成26年9月2日第54回加東市議会定例会の本会議において付託された議会諮問第1号について審査の結果、平成26年9月5日の委員会において、別紙のとおり答申すべきものと決定したので、加東市議会会議規則第77条の規定により報告します。

議会諮問第1号「下水道使用料の納入通知に対する異議申立てについて」に対する答申（案）

平成26年9月2日付で諮問のあった地方自治法第229条第4項の規定による諮問に対する本議会の意見は、下記のとおりである。

記

本件に関しては、異議申立人が加東市山国地内に有する学校施設及び職員宿舎を建設し、給水装置を設置した際の処分庁（旧社町）の指導の状況が不明である。また、異議申立人からの要望に応じて上下水道料金を事実上減免し、それが相当な長期間に亘って平穩に継続され、更に、平成18年3月に加東郡3町が合併して加東市となった際にも継承されている。

以上の事実を鑑みると、処分庁は、料金の算定にあたって条例を形式的かつ一律に適用するだけでなく、算定基準の見直し等、柔軟な対応を検討すべきである。

また、異議申立人は、加東市に所在する唯一の国立大学法人であり、互いの発展のためには協力関係が不可欠であることから、本件に関する対応、対策についても更に十分な協議を行い、互いに歩み寄って合意点を見出し、解決に向けた努力をされたい。

以上、答申する。

平成26年9月22日

加東市議会議長 井上茂和

加東市長 安田正義様